

(第6条関係)

令和 年 月 日

いなべ市長 あて

申請者 住所 〒 \_\_\_\_\_

(フリガナ) ( \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 耐震診断等実施申込書

いなべ市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、木造住宅耐震診断等を受けたいので、下記のとおり申込をいたします。

なお、いなべ市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第4条に定める対象木造住宅であることを確認するために、いなべ市が関係書類について照合を行うことに同意いたします。

記

住宅の所在地			
住宅の種類	専用住宅・( )併用住宅		
建築年次	年 月		
階数	延床面積	m <sup>2</sup>	
併用住宅の住宅以外の面積	m <sup>2</sup>		
住宅所有者	所有者の承諾	有 ・ 無	
賃貸・共同・長屋住宅の場合	居住世帯数( ) 居住者承諾(有 ・ 無)		
診断実施希望時期	年 月頃		

(※注) 不要な箇所は、=線で抹消すること。

建築時期確認 固定資産税課税明細・建築確認通知・登記済証等

確認者： \_\_\_\_\_ 印

## (無料) 木造住宅耐震診断制度の概要

### 1 対象となる住宅は？

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、階数が 3 階以下の建築物が制度の対象となります。(木造住宅でも、丸太組工法、大臣の特別な認定を得た工法は対象になりません。)

### 2 申込方法は？

本申込書に必要事項をご記入のうえ、住宅課へご提出ください。

※課税明細書の写し等建築時期のわかる書類があれば添付してください。

### 3 診断方法等は？

三重県が後援又は(一財)日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講、修了した建築の専門家が、申し込まれた方に直接電話連絡し、診断の日時を調整したうえで訪問調査を行います。

訪問調査(現地診断)後、構造計算を行い、診断結果をまとめて後日報告書で説明をさせていただきます。また、診断結果の報告とあわせて、補強工事費の概算見積りをお知らせします。

※診断後、報告書がお手元に届くまでには 3 カ月程度要します。

### ★診断を受けると何がわかるの？

「基礎の種類」「壁の強さ」などにより診断するので、建物の弱点がわかります。また、地震の際に建物がどの程度安全なのかの判断材料にもなります。

### ★耐震診断って面倒じゃないの？

調査は立会いのうえ、1~2 時間程度で行われます。建築確認申請の書類や設計図書等の資料があれば、より精度の高い診断が出来ます。

